

「普通徴収から特別徴収への切替え届出書」の記入のしかた

就職などにより市民税・県民税を新たに給与から特別徴収するときは、「普通徴収から特別徴収への切替え届出書」に必要事項を記入のうえ、米子市市民税課へ提出してください。

届出に際しては、できるだけ納税通知書を確認願います。

なお、**納期限が過ぎた普通徴収の税額を特別徴収に切替えることはできません。**

普通徴収から特別徴収への切替え届出書										※米子市 処理欄		
米子市長 様		給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	特別徴収義務者 指 定 番 号						すでに米子市で特別 徴収を行っている事 業所は、指定番号を 記入してください。 新規の事業所は、空 欄にしてください。		
令和 年 月 日			名 称 (氏名)	この届に 応 答 される方								係
			法人番号(個人事業主の方は記入 の必要はありません。)									氏名
												電話
お問合わせ番 号、年税額が分 からない場合 は、空欄にしてく ださい。	(フリガナ) 氏 名	住 所	お問い合わせ番号	普 通 徴 収			残 税 額 を 特 別 徴 収					
	生年月日			年 度	年 税 額	期 まで	年	月 分 から 開 始 希 望				
1	() T・S・H 年 月 日			円	納付済	年	月分	開始希望				
2	() T・S・H 年 月 日			円	納付済	年	月分	開始希望				
3	() T・S・H 年 月 日			円	納付済	年	月分	開始希望				
4	() T・S・H 年 月 日			円	納付済	年	月分	開始希望				
5	() T・S・H 年 月 日			円	納付済	年	月分	開始希望				
毎月中旬と下旬を締切とし、それぞれの翌日(閉庁日の場合はその翌日)に特別徴収税額決定変更通知書を発送します。										※米子市記入欄		
なお、通知書をお届けするまでに税額の連絡が必要な場合は、○を付けてください。 税額連絡 [必要]										(年度)		
※納期限が過ぎた普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。												

変更通知書を事業所に送付するのは、毎月中旬頃と月末頃になります。
 通知書が届いてからでは徴収が間に合わないときは、「○」で囲んでください。
 届出書を受付けた時点で、税額を電話等にてお知らせします。